# 特別展示

# 日中戦争と日本外交

# 〈展示史料解説〉

開催期間:平成23年7月4日(月)~10月31日(月)

開催場所:外務省外交史料館 別館展示室

外務省では、今年(2011年)3月、『日本外交文書 日中戦争』(全4冊)を刊行しました。同書は、昭和12(1937)年7月の日中戦争発生から昭和16(1941)年12月の太平洋戦争開戦に至るまでの時期における日中戦争関係の外務省記録を編纂・採録したものです。その採録文書数は1,988文書に上り、日中二国間関係のみならず、日中戦争をめぐる第三国との関係も含め、様々な関係文書が収録されています。

今回の特別展示では、『日本外交文書 日中戦争』に収録された文書の中から、日本の方針や対応を示す興味深い文書を選び、日中戦争をめぐる日本の外交活動を点描しました。検討・策定された戦争終結構想の実体や、戦争が長期化する中で繰り返された和平の試みなど、日本外交の岐路とも言うべき重要局面に直面した外務当局の苦悩と対処振りを、外交文書を読むことを通じて体感していただければ幸いです。

# I 盧溝橋事件の発生

112年7月7日、北京郊外で日中間に軍事衝突(盧溝橋事件)が発生しました。日中外交当局は南京で善後処理交渉を行いましたが、事件の責任の所在をめぐって双方の主張は平行線をたどりました。現地では両軍の間に停戦合意が成立しましたが、中国政府は関東軍の山海関集結に対抗して華北方面へ中央軍を北上させたため、17日、日本は中国政府に対して、挑戦的言動を即時停止し、現地解決を妨害しないよう要求しました。これに対し中国側は19日、日中同時撤兵と、現地ではなく中央での解決交渉を求めました。その後、北京周辺で日中間の軍事衝突事件が相次いで発生したため、27日、日本政府は自衛行動をとるのやむなきに至った旨を声明、翌28日、華北駐屯の日本軍は総攻撃を開始し、31日までに北京・天津方面をほぼ制圧しました。

#### 1 昭和 12 年 7 月 10 日発

#### 在中国川越大使より広田外相宛電報 第490号

盧溝橋事件の発生直後に、善後措置をめぐる日高信六郎参事官と王寵恵外交部長との会談内容を南京の日本大使館から東京の広田弘毅外相に報告した電報です。当時、川越茂大使は天津に出張中のため、日高参事官が交渉に当たりました。会談において双方は事態不拡大では意見の一致を見ました。しかし、王部長が個人的見解としながら、日本軍が盧溝橋で夜間に実弾演習を行ったことが事件の原因であるかのような発言を行うと、日高参事官は当時の状況に鑑み、日本軍の実弾使用は断定しがたく、演習は条約所定の権利に基づき実施されたものであると応酬しました。

本電報と展示史料2の電報は、川越大使が南京不在のため、日高参事官が川 越大使の名義で発電したものです。

#### 2 昭和12年7月20日発

#### 在中国川越大使より広田外相宛電報 第556号

盧溝橋事件解決に向けた現地での交渉は進捗していましたが、関東軍が山海 関に兵力を集結すると、中国政府はこれに対抗して華北方面へ中央から増援部 隊を進軍させました。日本は中国政府に対し、挑戦的言動の即時停止を要求しましたが、中国側は現地交渉を認めず、中央での正式な政府間交渉と日中同時撤兵を求めて、情勢は予断を許さない状況にありました。南京の日高参事官は、この回答振りや19日に公表された蒋介石声明(「最後の関頭に立ち至れば抗争あるのみ」と唱えた)に見られる中国の対日態度硬化を重大視し、今や全面衝突の危機が迫っており、在留邦人の臨機引揚げを実行できるよう準備を進めるべきであるとの意見を東京に具申しました。

## **3** 昭和 12 年 7 月 24 日付 関東軍司令部作成「情勢判断」







関東軍司令部作成「情勢判断」

沢田参事官送付状

#### 【展示史料3】

関東軍は、以前より対ソ作戦準備や満州国防衛の観点から、華北地方に中央政府から分離した独立性の高い地方政権が樹立されることを望んでいました。その意味で盧溝橋事件を契機とする事態の推移は好機であるととらえ、この際、断固として華北問題の根本的解決を図るべきとの「情勢判断」を作成し、陸軍中央などに積極的な働きかけを行いました。在満州国大使館に勤務する沢田廉受益事官は、この「情勢判断」を入手して東京の石射猪太郎東亜局長に私信とともに送りましたが、その日付は8月3日で、華北駐屯の日本軍が軍事行動を起こして北京・天津方面を制圧した後のことでした。

#### 全面戦争への拡大 П

務省は昭和 12 年 8 月初旬、早期の時局収拾を目指して、船津辰一郎元上海 総領事を上海へ派遣し、停戦に向けた準備交渉を試みました。しかし、8月 9 日に上海で大山事件(日本海軍の大山中尉らが中国保安隊に殺害された事件)が 発生すると、情勢は緊迫の度を高めました。戦闘回避を求める英米諸国の説得も実ら ず、13日には上海での交戦が始まり、翌14日には全面的な軍事衝突に発展しました。 日本政府は 15 日未明、中国政府の反省を促すため断固たる措置をとる旨の声明を発 表しました。その後、戦況は激しさを増し、事態は全面戦争へと拡大しました。

#### 昭和12年8月7日発

#### 広田外相より在中国川越大使宛電報

外務省は8月上旬、日本軍の北京・天津方面における軍事行動が一段落する と、その機に時局収拾を図ろうとしました。ただし諸般の状況を考慮し、停戦 交渉は中国側からの提議で開始される形が望ましいと考えていました。そこで 元上海総領事の船津辰一郎在華日本紡績同業会総務理事を上海に急派し、中国 側が停戦提議を申し出るように、予備的な折衝を命じました。本電報は、船津 派遣の目的と停戦交渉の進め方を現地の外交官へ知らせたものです。

#### 昭和 12 年 8 月 4~14 日

## <u>船津辰一郎作成「</u>平和工作失敗日記抜粋」

船津元総領事は8月7日、上海に到着すると、 9日に高宗武外交部亜州司長と会談し、華北問題を 迅速かつ局部的に解決することが得策であると説 得しました。高司長は同日午後、川越大使とも会談 し、交渉は順調に進んでいくかに見えました。しか し同日夕刻、上海で大山事件が発生すると、事態は にわかに緊迫の度を高めました。船津は各方面を奔 走し、平和的解決に向けて中国側の説得に努めまし たが、13日には上海で日中両軍間に交戦が始まり、 14 日には全面衝突に発展しました。船津は8月



【展示史料5】

29 日に工作の経緯を記した日記を東京の堀内謙介外務次官らに送りましたが、 送り状には「死児の齢を算ふる如き感」と遺憾の気持ちを記しました。

#### 昭和12年8月14日発

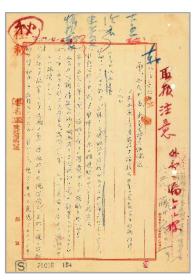
#### 広田外相より在中国川越大使宛電報 第198号

8月14日朝に起きた中国軍機による上海空爆は、前日から交戦状態に入って いた日本軍の態度を硬化させ、事態は全面衝突に発展しました。南京では在留邦 人のほとんどが既に引揚げを完了していましたが、上海の戦況に鑑み、外務省は 南京の日本大使館員の生命も保障できない状況に至ったと判断し、本電報によっ て全館員の引揚げを命じました。日高参事官ら一行は、訓令に従って大使館を閉 鎖して南京を引揚げ、中国政府の保護の下、18日に無事青島に到着しました。

#### 7 昭和12年8月26日発

#### 中国外交部より在本邦中国大使館宛電報(写)

日中間の戦闘が激化する中、日本はソ連の動向に強 い関心を示しました。中ソ両国は8月21日、不侵略 条約を秘密裏に締結しました。中国外交部は26日、 この旨を東京の中国大使館に通報し、もし日本が国策 を変更して日中間に同様の条約を締結するならば中 国は歓迎するので、日本政府の意向を打診するよう電 報で命じました。この電報は日本軍によって傍受され、 写が外務省にも回付されました(電報写には広田外相 や東郷茂徳欧亜局長の閲了サインがあります)。しか し日中間に不侵略条約をめぐる話し合いが進められ



【展示史料7】

ることはなく、29日、中ソ両国は不侵略条約締結を公表しました。

#### 昭和12年9月2日

#### 今次事変を「支那事変」と呼称する旨の閣議決定を伝える通知書

日本は当初、盧溝橋事件を契機とする日中間の軍事衝突を、作戦行動の範囲 から「北支事変」と呼んでいました。しかしその後、事変が中国全体に及んだ ため、9月2日、「支那事変」と呼ぶことを閣議決定しました。本史料はこの閣 議決定を、外務省内の各局課に知らせた通知書です。

# Ⅲ トラウトマン工作と「対手トセズ」声明

田外相は事変の収拾に向けて、昭和12年11月上旬、ドイツに和平の斡旋を要請しました。これを受けてドイツのトラウトマン駐華大使が中国側の意向を打診しましたが、中国政府は日本の和平提案を拒絶しました。その後、戦局が日本に有利に展開すると、12月はじめ、トラウトマン大使は中国に再度和平を勧告し、その結果、中国側は11月に拒絶した講和条件を基礎として交渉に応じる意向を示しました。これに対し日本は12月22日、賠償要求などを加えた新条件を、ドイツを通じて中国側へ提示しました。

昭和 13 年 1 月 14 日、ドイツを通じて中国政府の回答が日本へもたらされましたが、それは講和条件の詳細な内容を照会したものでした。日本はこの回答を遷延策に過ぎず、誠意が認められないとして交渉打ち切りを決定しました。そして 1 月 16 日、「爾後国民政府ヲ対手トセズ」との政府声明を発表しました。

## 9 昭和 12 年 10 月 21 日 外務省決定 第三国の斡旋・調停に対する日本政府の採るべき方針

昭和12年10月6日、国際連盟総会は、日本の軍事行動が「中国に関する九国条約」(中国の領土保全や門戸開放などを確認した条約、1922年2月6日調印)に違反すると断定し、同条約の関係国が紛争の平和的解決をめざして国際会議を開催すべきとの決議を採択しました。これによりベルギーのブリュッセルで九国条約関係国会議が開催されることになり、日本にも招請状が届きました。これに対し日本政府は、連盟決議に拘束される諸国と協議しても公正な結果は期待できないとして、10月27日、参加招請を拒絶しました。



【展示史料9】

外務省はこれに先立つ 10 月 21 日、日本を被告の地位に置くような干渉・調停は排斥するが、軍事行動の目的がほぼ達成された時期には、第三国の公正な和平斡旋を受理する方針を決定し、翌 22 日には陸海軍両省との間で三省決定と

しました。広田外相は外務省決定に「日本ガ九国会議参加拒絶ノ際英米独伊等 ニ此意向ヲ内示スルコト可然(しかるべし)」との意見を書き込みましたが、そ の横には「此点陸海軍不賛成」と書かれており、第三国へ和平斡旋を性急に要 請することには、軍部に反対があったことがうかがわれます。

#### 10 昭和12年10月22日

#### 九国条約関係国会議への対応方針などに関する外務長老懇話会

九国条約関係国会議に対しては、日本政府は当初から、国民世論や軍事行動との関連性を考慮し、招請を拒絶する方針を立てていました。ただし拒絶の際の声明振りについては慎重を期すため、広田外相は歴代の外相経験者や大使経験者を外相官邸に招いてその意見を徴し、さらに時局収拾についても広く話し合いが行われました。席上、広田外相が邦人財産の多大な損害に触れ、賠償問題も考慮しなければならないと発言したのに対し、佐藤尚武前外相は賠償要求には反対の立場を示し、禍根を残さない解決方法を講ずるべきであり、国民の戦果に対する期待が過大となることは必至であるので世論指導に十二分の努力を払うべきとの意見を述べました。

#### **11** 昭和 12 年 12 月 22 日

#### 広田外相・駐日ディルクセン独国大使会談録

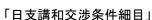
広田外相は11月上旬、ドイツに講和条件を提示して、和平斡旋を要請しました。これを受けてドイツのトラウトマン駐華大使が中国側の意向を打診しましたが、中国政府は「日本が事変前の状態に原状回復する用意がなければ交渉に応じない」と、日本の和平提案を拒絶しました。その後、戦局が日本に有利に展開すると、12月はじめ、トラウトマン大使は中国に再度和平を勧告し、その結果、中国政府は11月に拒絶した講和条件を基礎として交渉に応じる意向を示しました。

この中国側意向は12月7日、ドイツのディルクセン駐日大使を通じて日本へ通報されました。これに対し日本は大本営政府連絡会議(昭和12年11月設置、陸海軍の最高統帥機関である大本営と政府との連絡会議)で検討の結果、新たに賠償要求などを加えた講和条件を策定し、12月22日、広田外相がディルクセン大使を招致して新条件を中国側へ提示するよう求めました。ディルクセン

大使が条件の加重について質問すると、広田外相は戦局が大いに変転した以上、 加重は当然であると説明しました。ディルクセン大使はこれでは蒋介石も受諾 を困難とするだろうとの感想を述べました。

# **12** 昭和 13 年 1 月 11 日 御前会議決定「支那事変処理根本方針」







「支那事変処理根本方針」

【展示史料 12】



広田外相発電報合第98号

参謀本部は、12月22日に提示した講和条件では和平達成は厳しいと判断し、 御前会議(天皇が臨席して重要国策を決める会議)を開催して、ややもすれば 侵略的に傾くおそれのある国内の趨勢を予防し、日中国交再建の根本方針を確 立するよう求めました。この結果、昭和13年1月11日に御前会議が開かれ(日 露戦争以来、久しぶりに開催)、「支那事変処理根本方針」が決定されました。

同方針では、中国の現中央政府(国民政府)が誠意をもって講和を求めれば、 提案中の講和条件に準拠して交渉を行い、国民政府が講和条件を実行すること が確認されれば、日本は講和条件中の保障条項(華北や華中への非武装地帯設 定など)を解消し、同時に治外法権や租界の撤廃を検討して、中国の復興・発 展に協力する旨を定めました。ただしその一方で、国民政府が講和に応じない 場合は、以後は同政府を相手とする事変解決に期待せず、新中央政権の成立を 助長し、新政権との国交調整を進める旨も決定しました。この決定は電報(合 第98号)によって関係公館に伝えられました。 日本の講和条件に対する中国政府の回答は、1月14日、ドイツを通じて日本へ伝えられましたが、それは講和条件の詳細な内容を照会したものでした。広田外相は「この回答は遷延策と見るほかなく、誠意が認められない」との印象をディルクセン大使に語りました。その後開かれた大本営政府連絡会議では、和平交渉を継続すべきかどうかについて議論が重ねられました。交渉継続の意見もありましたが、結局、日本は打ち切りを決定しました。そして1月16日、広田外相よりディルクセン大使に和平交渉の打ち切りを通告するとともに、「爾後国民政府ヲ対手トセズ」との政府声明を発表しました。

#### **13** 昭和 13 年 7 月

#### 石射東亜局長の意見書「今後ノ事変対策ニ付テノ考案」

昭和13年1月16日の「国民政府ヲ対手トセズ」声明によって、事変終結は国民政府が壊滅されるか、新中央政権の下に国民政府が収容されることが前提となりましたが、国民政府は首都南京が陥落した後も、漢口に退いて徹底抗戦の構えを堅持しており、事態は長期化の様相を示しました。石射猪太郎東亜局長は、日本軍が近く漢口を攻略したとしても、国民政府は奥地に遁走して抗戦を継続すると思われるので、時局収拾のためには、国民政府を相手とした和平交渉を行うよりほかに手はなく、勇気をもって政策の大転回を図るべきであると、宇垣一成外



石射猪太郎

相に献策しました。宇垣外相も自分の所見に概ね合致することを認め、同外相の指示の下、香港で中村豊一総領事が国民政府側と和平交渉を行いました。しかしこの交渉は、講和条件の一つである蒋介石の下野をめぐって行き詰まり、10月下旬の広東・漢口陥落という軍事情勢もあいまって、和平の機運は遠のくに至りました。

こうした状況のもと、日本政府は11月3日、事変究極の目的は東亜新秩序の 建設にあり、国民政府が従来の政策を転換して新秩序建設に参加するならばこ れを拒否しない旨を表明しました(「東亜新秩序声明」)。

# IV 汪兆銘工作

介石政権との直接的な和平交渉が「対手トセズ」声明により事実上打ち切りとなった状況において、中国側から対日和平の担い手を引き出すべく、昭和13年はじめ頃から陸軍関係者および民間レベルで接触が行なわれました。この工作に呼応した元行政院長の汪兆銘は、12月18日、重慶を離脱してハノイに到着しました。昭和14年4月、ハノイから上海に脱出した汪兆銘は6月に来日し、平沼首相、有田外相、板垣陸相らに対して中央政権樹立による時局収拾案を提示しました。日本側もまた汪訪日に際して、汪兆銘をはじめ日本軍の占領地域で成立した既成政権(臨時・維新両政府)や抗日容共政策を転換すれば重慶政権なども加えて構成する新中央政府の樹立方針を五相会議で決定しました。

汪派による重慶政権の切崩し工作が一向に進展を見せない中、上海に戻った汪は、新政府樹立に向けた動きを活発にしました。11 月から 12 月にかけて日本は 汪派との間に日本側要望を承諾させるための内約交渉を行いました。

昭和 15 年 3 月 30 日、汪兆銘を首班とする南京国民政府が成立しました。しか し日本は同政府の即時承認を行わず、さらに阿部信行大使を南京に派遣して条約 交渉を行いました。その結果、11 月 30 日に日華基本条約が成立し、日本は正式 に南京政府を承認しました。また同時に日満華共同宣言も成立し、三国間の相互 承認および提携関係が定められました。

#### 14 昭和 13 年 11 月 21 日付 今井陸軍中佐作成

## 「渡辺工作ノ現況(第二)」

注兆銘の重慶離脱に先立ち、汪側と日本側との合意事項を記録した参謀本部の今井武夫中佐の報告書です。

昭和 13 年はじめに行われた外交部亜州司第一科長の董道寧と満鉄南京事務所長の西義顕との接触は、その後亜州司長の高宗武を通じた工作へと進展し、参謀本部支那班長であった今井中佐は同工作に従事して汪兆銘工作全般にわたって重要な役割を果たしました。本報告書は、11 月 20 日、上海の土肥原公館(後の「重光堂」)において陸軍省の影佐禎昭大佐・今井中佐と高宗武・梅思平との間で調印された「日華協議記録」「日華秘密協議記録」および両者の協議内容について記録したものです。「日華協議記録」には防共協定の締結、中国によ

る満州国承認、治安回復に伴う日本軍の二年以内の完全撤兵などの和平条件が盛り込まれ、日本政府が同条件を公表すれば汪兆銘は蒋介石と絶縁し日本と提携して東亜新秩序建設に協力する旨がうたわれました。本報告書の内容は、11月22日、今井中佐から近衛文麿首相に報告されました。

なお、「渡辺」は「高宗武」を意味する符牒として使用されたものです。

#### 15 昭和14年5月16日付 矢野領事作成

## 「竹内工作一件 上海二於ケル工作」

外務省から汪兆銘工作にかかわった矢野征記領事による報告書です。

昭和13年12月下旬に重慶を離脱した汪兆銘はハノイに潜伏していましたが、昭和14年3月に側近の曾仲鳴が暗殺される事件が起こると、身の危険を感じた汪兆銘はハノイ脱出を希望し日本側に協力を求めました。これを受けて陸軍の影佐大佐ら一行は4月中旬にハノイで汪と会見し、汪の希望により上海へと脱出させました(5月7日上海入港)。矢野領事は影佐一行に合流して汪の脱出工作に加わり、汪とは別の船で一足先に上海に到着しました。本報告書は上海到着後の影佐らから聴き取った記録であり、主にハノイから上海に向かう洋上で行なわれた汪と影佐との会談内容を詳細に記録しています。報告書によると汪は影佐に対して新中央政府樹立による時局収拾方式を提案したとされ、その内容は5月14日、帰国した矢野から有田八郎外相に伝えられました。

なお、「竹内」は「汪兆銘」を意味した符牒として使用されたものです。また、本報告書の作成日付には「昭和15年」とありますが、これは「昭和14年」の誤りと考えられます。

#### 16 昭和14年11月1日付

#### 第1回内約交渉議事録

昭和14年11月~12月に上海にて汪兆銘一派と影佐少将(昭和14年8月、 陸軍少将に昇進)ら日本側関係者との間で行われた交渉の第1回議事録です。

中央政府樹立に向けて汪兆銘が活発な動きをみせるなかで、日本政府内では 新政府樹立前に汪に内約させるべき日本側の要望についての検討が開始され、 昭和14年11月1日、「中央政治会議指導要領」として興亜院会議決定となりま した。同決定を踏まえて行われた交渉において汪側は、日本の要望があまりに 広範囲であることに強い不満を示し、第1回の交渉から日本案に激しく抵抗し ました。これに対して新政府樹立を急ぐ日本政府は、汪側の修正要求に多少応じたものの、結局 12 月 30 日、日本側の要望がほぼ全面的に取り入れられた「日支新関係に関する協議書類」が成立しました。しかしその後、昭和 15 年 1 月に高宗武らが汪兆銘から離反して内約交渉の内容を暴露したため、汪兆銘工作は深刻な打撃を受けることになりました。

## 17 昭和 15 年 11 月 30 日 調印 日華基本条約・日満華共同宣言



日満華共同宣言



日華基本条約 (署名部分)

【展示史料 17】

昭和15年3月30日、汪兆銘を首班とする南京国民政府が成立しましたが、日本政府はこれを即時承認はせず、新政府と新たに国交調整交渉を行うため、阿部信行元首相を特命全権大使に任命して南京に派遣しました。南京政府要人が早期承認を督促する中、交渉は7月に開始され、16回の正式会議と23回にわたる非公式会談を経て、8月末には概ね合意に達しました。しかし、松岡洋右外相のもとで行なわれていた対重慶和平工作の成り行きを見極めるため、条約署名の時期はさらに遅れることとなり、日華基本条約および日満華共同宣言が署名されたのは11月30日のことでした。これにより日本政府は南京政府を正式に承認するところとなり、また日本・満州国・南京政府間の相互承認および提携関係が定められました。

# V 和平工作の蹉跌

113年3月に汪兆銘を首班とする新中央政府が樹立されると、重慶政権との和平の機運は急速に減退し、事変処理は手詰まり感を示す状態となりました。第二次近衛内閣(松岡洋右外相)成立直後の7月30日、外務省は「帝国外交方針」を策定し、新中央政府を育成する一方で、重慶政権との全面和平を実現する施策を妨げないことを決定しました。重慶政権への和平工作は秋になると本格化し、満鉄の西義顕と浙江財閥の銭永銘とのルートで接触が行われました。重慶側から和平条件が提示されると、11月22日の四相会議において、停戦実行を条件として新政府承認を延期することを決定し、香港で停戦協議を行うこととなりました。しかし重慶側代表の香港来訪がすぐには実現せず、日本側は先方の誠意を疑い、11月28日に交渉打ち切りを決定し、30日に日華基本条約を締結して、汪兆銘の南京政府を承認しました。

その後、独ソ開戦や仏領インドシナ進駐をめぐる日米関係の悪化といった国際情勢の推移や、南京政府への配慮もあり、日本の対重慶和平工作は一向に進捗を見ませんでした。そして昭和16年12月8日には、日本は米英との戦争に突入し、日中戦争は太平洋戦争に吸収される形で、さらに昭和20年夏まで継続されることとなりました。

#### 18 昭和 15 年 6 月 24 日発

## 有田外相より在独国来栖大使宛電報 第400号

昭和 15 年 6 月に至り、ヨーロッパにおけるドイツの席巻が伝えられる中、来栖三郎駐独大使は、ドイツが対中貿易に強い関心を有し、日本と重慶政権の仲介を希望しているとして対処方針を請訓しました。本電報は、これに対する外務省が示した回答ですが、その内容は「汪兆銘の新政府を中心として重慶政権の弱体化を図り、事変を処理するという日本の既定方針は、汪政府への支持がなかなか集まらない現状では実現が困難である。消耗戦から脱却する必要上、重慶政権と停戦して事変終結を計ることは望ましいが、そのためには重慶政権が共産党勢力と手を切る必要がある。しかし現状では重慶政権が反共政策に転向することは考えられない。また汪政府を通じての重慶工作も望み薄であり、日本と重慶政権との直接交渉も従来の経緯から見てその時期ではない。一方、

第三国による調停も英米ソは日本との関係に鑑み利用は難しく、ドイツにはその可能性があるが、その場合は和平後にドイツが東亜に政治的進出を図ることが想定され、相当慎重に検討する必要がある」というもので、事変処理に関して手詰まり感に満ちたものとなっていました。

#### 19 昭和 15年 10月 1日付

#### 外務省東亜局作成「南京重慶合体及和平問題」

第二次近衛内閣成立直後の7月30日、外務省は「帝国外交方針」を策定し、事変処理は新政府を育成・承認し、重慶政権の崩壊を促進するとの既定方針を踏襲しつつも、これと併行して重慶政権との全面和平を実現する施策を妨げないと決定しました。南京の汪兆銘政府承認に向け、日華基本条約の締結交渉は8月末に概ね合意に達しましたが、外務省東亜局には、南京政府の正式承認は全面和平をすぐには招来せず、むしろ事態を長期化させるとの懸念があり、基本条約調印までに重慶政権を相手とする和平交渉を進め、停戦の実現をめざすこととなりまし



【展示史料 19】

た。重慶側との交渉は満鉄の西義顕と浙江財閥の銭永銘とのルートで接触が行われ、南京政府と重慶政権を合流して新政府を樹立し全面和平を図るというラインで基本的な合意が得られました。本史料は西と銭の合意事項について東亜局が作成したメモです。この合意を受けて、10月1日には、外務・陸軍・海軍の三大臣間において対重慶和平交渉の推進を正式な政府方針とすることが確認されました。

#### 20 昭和 15年 11月 29日発

#### 在香港矢野総領事より松岡外相宛電報 第670号

西・銭の合意成立後、対重慶交渉は迅速な進展を見せませんでした。その一方で日華基本条約の調印日程が目前に迫ると、日本政府はぐずぐずと時日を先延ばしにすることは許されないとして、11月末までに和平合意に達しない場合、南京政府の承認に踏み切ることを11月13日の御前会議で決定しました。ところがその後、重慶側から和平条件(南京政府の承認延期と日本軍の全面撤退)

が提示されると、11月22日の四相会議において、12月5日までに停戦を実行することなどを条件として南京政府承認の延期を決定し、その旨を銭永銘に伝達しました。重慶側は停戦協議のための代表を香港に派遣することを承諾しましたが、代表の香港来訪はすぐには実現せず、日本側は重慶政権の誠意を疑い、11月28日、交渉打ち切りと南京政府承認を決定しました。

香港で銭との交渉に当たっていた田尻愛義参事官は、対重慶交渉にはまだ望みがあるとして、日華基本条約調印の延期を汪兆銘に勧告するよう、南京政府の軍事最高顧問である影佐少将に本電報をもって要請しました。しかし田尻参事官の献言はかなわず、日華基本条約は11月30日に調印され、日本は汪兆銘の南京政府を承認しました。

日本は南京政府承認後も対重慶和平の望みを捨てませんでしたが、南京政府は日本が南京側の了解なく重慶側に対して種々の工作を行うことに強い不満感を示しました。これを受けて日本側は、対重慶工作実施の際には南京政府に充分了解を求めるとの方針を確認し、この旨を南京政府へ伝えました。

#### 21 昭和16年9月2日発

#### 在ブラジル石射大使より豊田外相宛電報 第379号

昭和16年4月13日に日ソ中立条約が締結されると、同条約の重慶政権に与えた衝撃が国共分裂へと発展し、対重慶和平の好機が到来するとの観測が生まれました。しかし、6月22日に独ソ戦が開始されると、重慶側では米英ソとの合作が唱えられ、特に米国の実力援助への期待が高まっているとの情報が流れました。その後、日本の南部仏印進駐に対して米国が対日石油禁輸を行うと(8月1日)、日米関係の悪化は深刻となりました。そこで近衛首相はローズベルト米国大統領に親書を送り、日米国交調整のために首脳会談を行うことを提案しました(8月27日)。日米国交調整交渉においては、日中和平も重要議題の一つとなり、交渉の帰趨に内外が注目しました。

事変勃発当初、東亜局長として時局収拾の任に当たっていた石射大使は、4年以上も続く事変の解決は、今や英米をも相手としなければ実現不可能の事態に陥っており、この観点から日米国交調整交渉の結実を切望する旨の意見を本電報によって東京に伝えました。しかし、石射の願いもむなしく、日米交渉は妥結を見ることはなく、12月8日、日本は米英との戦争に突入し、日中戦争は太平洋戦争に吸収される形で、昭和20年夏まで継続されることとなりました。

#### 「日中戦争と日本外交」関連年表

年	月	E	展示関係	年	月	E	その他の動き
12	7	7	盧溝橋事件勃発				
12	7	11	日本政府、華北治安維持のため内地師団出兵を声明				
			(「北支事変」と呼称)				
12	7	11	盧溝橋事件現地停戦協定成立				
12	7	17	国民政府に対し現地解決への妨害なきよう我が方覚書提				
			示				
12		19	蒋介石の「最後の関頭」演説を中国側が公表				
12	7	19	中央での解決交渉と日中両軍同時撤退を中国が要求				
1.0	_						
12		20	内地3個師団の動員準備を閣議決定				
12 12		25 27	廊坊事件発生、26日広安門事件発生 日本政府、自衛行動声明、内地3個師団に動員令				
12		28					
12	'	20	定制E				
12	8	3	石射東亜局長、船津辰一郎に工作依頼、7日上海到着				
12	Ü	O	177/11/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/				
12	8	9	船津·高宗武会談(午前10時)				
12	8	9	上海において大山事件発生(午後5時30分)				
12	8	13	上海にて日中両軍が交戦開始				
12	8	15	南京政府に断乎たる措置をとると政府声明				
12	8	21	中ソ不侵略条約締結(於南京、29日発表)				
12	9	2	閣議で「北支事変」を「支那事変」と改称	12	9	12	中国政府、事変に関し連盟提訴
12	10	6	連盟総会が日本の行動を九国条約違反とする報告書を	12	10	5	ルース、ベルト米大統領による所謂隔離演説(於シ
			採択				カゴ)
12	10	22	外陸海三相、第三国の和平斡旋・干渉への対応方針決				
			定				
	10		九国条約会議招請状に対し不参加を回答及声明				
12		2	広田外相、独大使に和平条件を提示	12	11	3	九国条約会議をブラッセルに開催(~24日)
12		6	トラウトマン大使が蒋介石に和平条件手交、蒋拒絶				
12	12	7	広田・ディルクセン会談、停戦交渉応諾の中国側意向を日本 へ通報	19	19	19	パネー号事件、レディーバード号事件発生
19	12	12	南京陥落	12	12	12	7.4. 0 THO 74 7. 1 0 THE
	12		広田外相、独大使に新和平条件を提示	12	12	14	中華民国臨時政府が北京に成立
13		11	御前会議で「支那事変処理根本方針」を決定	12	12	11	羊以四國門以前#76次至
13		14	ディルクセン大使が中国側回答を広田外相に手交				
13	1	15	大本営政府連絡会議で和平交渉打ち切りを決定				
13	1	16	爾後国民政府を対手とせず声明				
13	2	15	董道寧が長崎に到着、東京で影佐らと会談				
				13	3	28	中華民国維新政府が南京に成立
13	5	26	広田外相に代わり宇垣外相が就任				
13	7	5	高宗武が秘密裏に東京を来訪し影佐らと会談(~21日)	13	7	11	張鼓峰にソ連兵進出(張鼓峰事件)、8月11日
							停戦合意
13	9	1	中村香港総領事の対中和平交渉が蒋下野をめぐり交渉	1.0	0	0.0	· 후 태 교 후 스 - 나 다 떠 마 네 차 샤 찍 건 최 건 건 볼
			途絶	13	9	30	連盟理事会、対日個別制裁措置を認める議 長報告採択
	10		広東陥落、28日武漢占領				
13	11	3	東亜新秩序建設の近衛声明、国民政府の参加を拒否せ ずと声明	13	11	2	日本、連盟諸機関との協力関係終止を連盟に通達
1.0	1.1	0.0					世 足
	11 11		影佐・高宗武間に「日華協議記録」調印(於上海) 御前会議で「日支新関係調整方針」を決定				
	12		世間云巌 (* 「日文利関係調金力計」を伏足 王兆銘、重慶からハイに脱出				
	12		近衛首相、日華国交調整の根本方針を声明				
	12		江				
14		31	汪兆銘東京到着、6月10日以降平沼総理らと会談	14	5	11	満蒙国境/モンハンにて両国軍隊衝突
14	6	6	「中国新中央政府樹立方針」を五相会議で決定	14		14	天津英仏租界の封鎖を断行
				14	7	22	日英東京会談で中国の事態に関する原則的
							取極成立、24日発表
•			· ·				•

年	月	В	展示関係	年	月	I	その他の動き
				14	7	26	日米通商航海条約を廃棄すると米国政府が 通告
				14	8	21	日英東京会談決裂に関し日英双方が声明発 表
				14	8	23	独ソ不可侵条約調印
				14	9	1	独軍がポーラント・に進駐、3日英仏が対独宣戦 布告
	11 12	1 30	汪兆銘一派との間に内約交渉開始(於上海) 影佐らと汪兆銘側との間に「日華協議書類」作成				
15	1	21	高宗武・陶希聖が香港大公報に日華協議書類の内容を 暴露	15	1	26	日米通商航海条約失効
15	3	30	深路 汪兆銘の中華民国政府成立				
10	J	50	11.70到1771 平凡田以内,从工	15	4	15	有田外相、蘭印の現状変更に深甚の関心を 有すと談話
				15	5	15	オランダがドイツに降伏、28日にはヘブルギーも降伏
				15	6	10	イタリアが英仏に宣戦
				15		17	フランスがドイツに降伏、22日独仏休戦条約調印
				15	6	20	駐日仏大使が仏印での援蒋物資輸送停止決 定を回答
				15	6	20	天津英仏租界の封鎖解除
15	7	5	阿部大使、南京において日華基本条約交渉開始	15		18	英国が日本の要求に応え、ビルマルート3か月閉
							鎖を実施
				15	7	31	米国、航空用がソリンの西半球以外への輸出を禁止
15	8	31	日華基本条約交渉ほぼ妥結、10月1日修正案署名	15	0	23	北部仏印進駐開始
				15	9	26 26	米国、10月16日以降の屑鉄禁輸を発表
				15	9	27	日独伊三国同盟調印
	10	1	対重慶和平交渉に関する方針を外陸海三省決定		10		英国、ビルマルートを再開
	11 11		御前会議で「支那事変処理要綱」を決定 重慶和平工作の打ち切り決定				
	11		日華基本条約調印、日満華共同宣言調印	15	11	30	ハル米国務長官、日華基本条約の否認を声明
				16	4	13	日ソ中立条約調印
16	5	18	対重慶工作に関する日本政府の対応方針を汪兆銘に伝	16	6	22	独ソ開戦
			達	16	7	1	独・伊・ルーマニア等が汪兆銘政府を承認
				16	7		仏印にて南部仏印進駐の細目協議合意
				16	7	25	米国、在米日本資産凍結令公布(26日発効)
				16	7	26	英国、在英日本資産凍結令公布、日英通商航海条約廃棄通告
				16	7	28	日本軍が南部仏印に進駐開始
				16	8	1	米国、対日石油全面禁輸を実施
1.0	0	0	다 또 다 첫 캠 화 주 개 소 호 산 소 기계 나 그 보다 그 나 그 보다 그 것 같다.	16	8	27	近衛総理が米大統領にハワイでの首脳会談を 提案する覚書提出
16	9	2	日米国交調整交渉の妥結を切望する旨の石射大使意見電報	16	10	2	日米首脳会談提案に対する米国回答(原則 諒解の事前成立要求)
				16	11	5	御前会議で「帝国国策遂行要領」決定(武力発動12月初旬に設定)
				16	11	25	日独伊防共協定延長議定書調印、国民政府 も参加
				16	11	26	ハル国務長官、日米国交調整の新提案提議 (所謂ハル・ノート)
16	12	8	米英両国に対する宣戦の詔書渙発				